

当日配付

差替え版

資料2-2

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼 水環境保全推進計画(素案)

～次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯～

平成22年11月

福島県

●目次

第1章 総説

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 対象地域	2
4 計画の実施期間	2

第2章 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質等の現状

1 猪苗代湖	4
2 裏磐梯湖沼	8

第3章 水環境保全目標

1 水質保全目標	11
2 水辺地の環境目標	14
3 流域の水環境の形成目標	14

第4章 目標達成のための総合的な施策

1 施策の体系	15
2 重点的に取り組む施策の内容	16
(1)生活排水対策	16
(2)水生植物を利用した汚濁物質の捕集と陸域への回収	17
(3)観光地対策	18
(4)エコファーマーの普及と水環境にやさしい農業の推進	19
(5)県民が一体となった水環境保全活動	20
3 項目別施策の内容	21
A 自然汚濁・面的汚濁の低減	21
B 人為汚濁の低減	24
C 水辺地の環境の保全・整備促進	28
D 県民参加による水環境保全活動の活性化	30
E 水環境保全思想の啓発推進、地域交流・水文化の形成	33
F 水環境保全に関する研究等の充実	35

第5章 水環境保全実践行動指針

1 ステップ1	37
2 ステップ2	42
3 ステップ3	45

第6章 計画の推進方法

1 計画の推進体制	47
2 各主体の役割	48
3 進行管理	49

第1章 総説

1 計画改定の趣旨

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼(桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼)は、磐梯朝日国立公園の中核的な位置を占め、自然探勝や保養、キャンプ、釣り及びスキー等の観光レクリエーションの場として、年間約500万人の観光客が訪れる県内随一の観光地であり、また、このほかに水力発電やかんがい用、水道用の水源としても利用されています。

このように、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼は、本県にとって極めて重要な水資源・観光資源ですが、猪苗代湖においては、近年、湖水の中性化が見られ、このことが自然浄化機能を低下させ、CODの上昇、大腸菌群数が環境基準値を超過するなど、一層の水環境保全対策が喫緊の課題です。

また、裏磐梯湖沼では、前期計画においてほとんどの水環境保全目標が未達成であるなど、こちらも憂慮すべき事態が続いています。

このため、県では、国民の共有の財産である猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境を美しいままに将来の世代に引き継いでいくという現計画(平成14年3月策定)の理念や目標を引き継ぎ、猪苗代湖水質保全対策検討委員会での検討結果を踏まえ、より重点的に課題に取り組むことができるよう「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を改定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する条例」(仮称)に基づく、猪苗代湖流域の水環境の保全の推進に関する基本的な計画として位置付けられます。
- (2) この計画は、本県における水環境保全の基本的方向性を示した「福島県水環境保全基本計画」(平成8年3月策定 現在見直し作業中)を踏まえ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全対策を総合的かつ計画的に推進するため実践的考え方を示すものです。
- (3) この計画は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質を保全するための具体的目標(水質保全目標)を定め、この目標を達成するために現時点で考えられる施策を具体的に示すものです。
- (4) この計画は、県民、事業者、県及び関係市町村等が関連する事業を実施する上での具体的な指針となるものであるとともに、地域住民や湖沼の利用者に対しては、水環境保全に関する理解と協力を求めるものです。

3 対象地域

この計画の対象とする地域は、会津若松市、郡山市、北塩原村及び猪苗代町のうち、猪苗代湖及びそれに流入する公共用水域で、別図の地域とします。

4 計画の実施期間

この計画の実施期間は、平成23年度を初年度とし、目標年次は平成26年度とします。

猪苗代湖流域図



1:200,000

流域界
対象地域

国土地理院発行 1/200,000 縮刷版 使用

第2章 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質等の現状

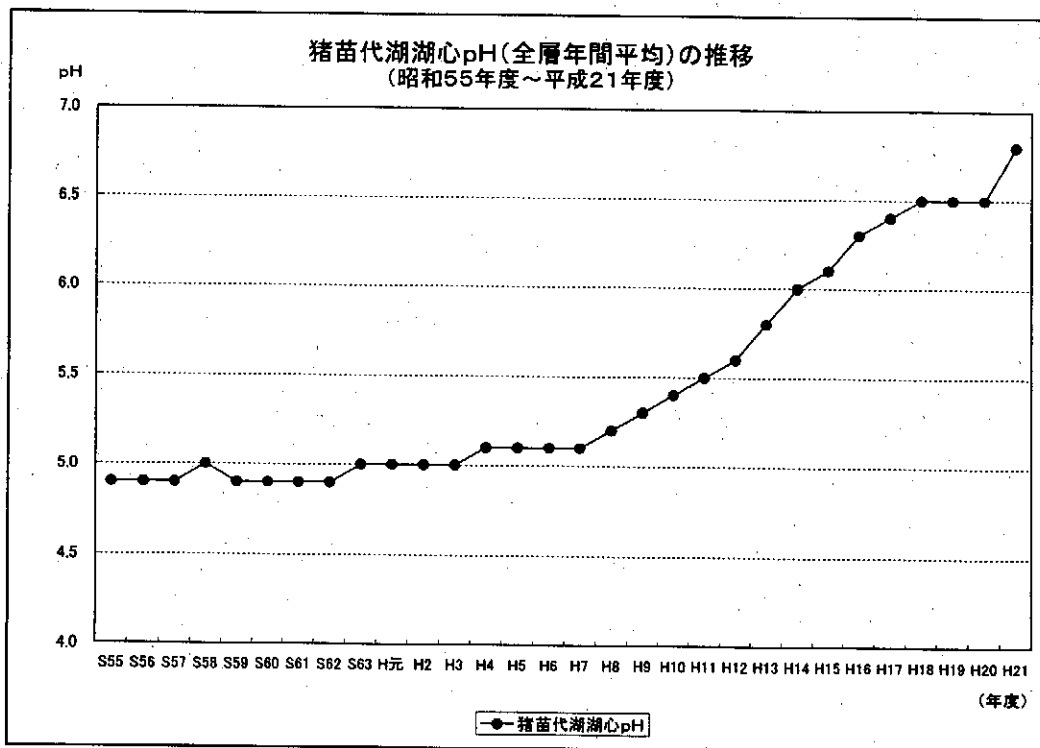
1 猪苗代湖

(1) pH

猪苗代湖は、旧硫黄鉱山の廃坑口からの強酸性の地下水や沼尻温泉と中ノ沢温泉の強酸性の源泉水が長瀬川を通じて流入するために、湖水のpHは5程度の酸性を示していましたが、平成8年度以降その値が上昇し平成21年度の年間平均は6.8と中性化が進行しています。

pH上昇の要因として流域からの硫酸の供給量の減少や酸性水の性状の変化などが考えられます。

また、pHが低く鉄イオンやアルミニウムイオンの濃度が高いことから長瀬川からの流入水が猪苗代湖で中和される過程で、これらのイオンと有機性汚濁成分やりんなどが吸着、結合して湖底に沈む自然の浄化機能を持っていましたが、pHの上昇に伴い、この自然の浄化機能が急速に失われつつあります。



(2) COD

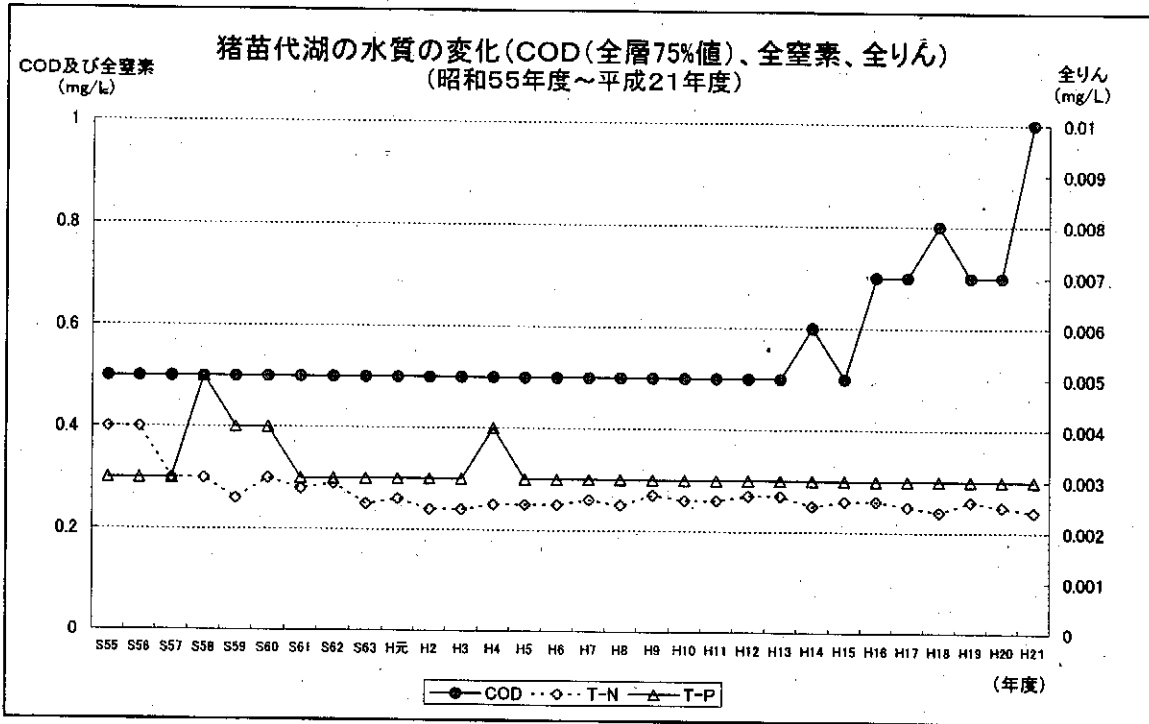
湖沼における有機物による水質汚濁の代表的な指標であるCODの年間75%値の推移を見ると、平成13年度までは0.5mg/l以下で非常に安定していましたが、平成14年度頃から上昇が見られ、平成21年度は1.0mg/lとなりました。

この要因として、湖水の中性化による自然の浄化機能の低下やプランクトン等の水生生物の増大が考えられます。

(3) 全窒素及び全りん

水質の富栄養化の代表的指標である全窒素及び全りんの年平均値の推移を見ると、全窒素については、近年0.24 mg/l程度で推移しており、裏磐梯湖沼よりも高い数値を示しています。

全りんについては、0.003 mg/lと非常に低い数値ですが、自然の浄化機能が低下することにより、濃度が上昇し富栄養化を引き起こすことが懸念されています。

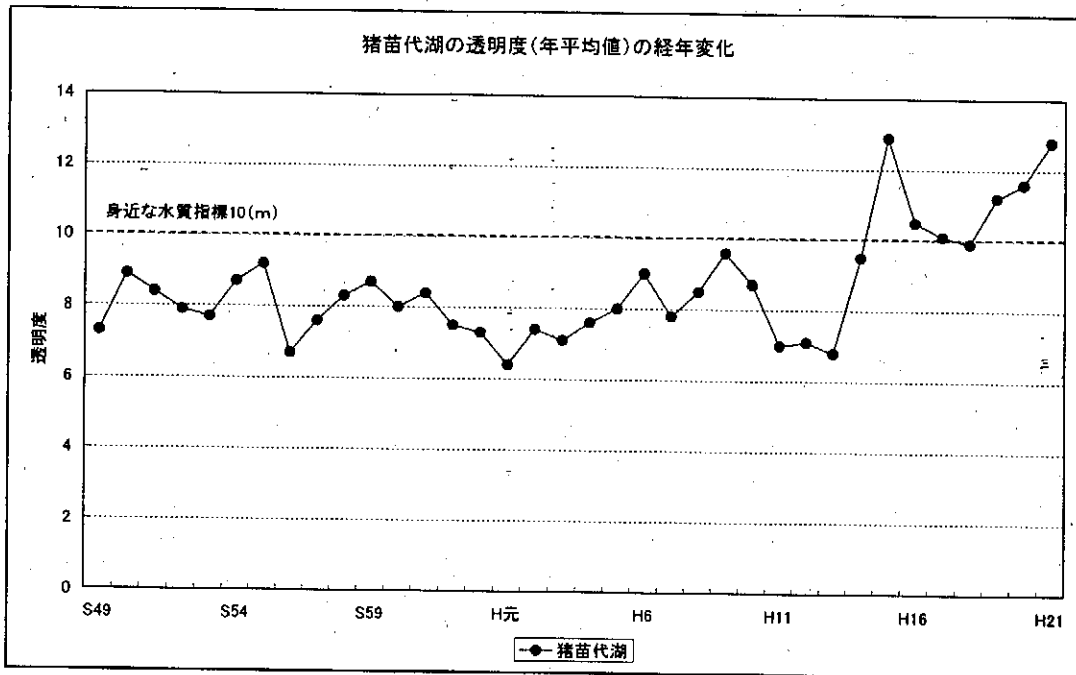


※COD:湖心全層75%値、全窒素及び全りん:湖心表層年間平均値

(4) 透明度

過去には、27.5m(昭和5年)という透明度を記録したことがありますが、平成12年度ごろまでは、概ね7~8mで推移しておりました。

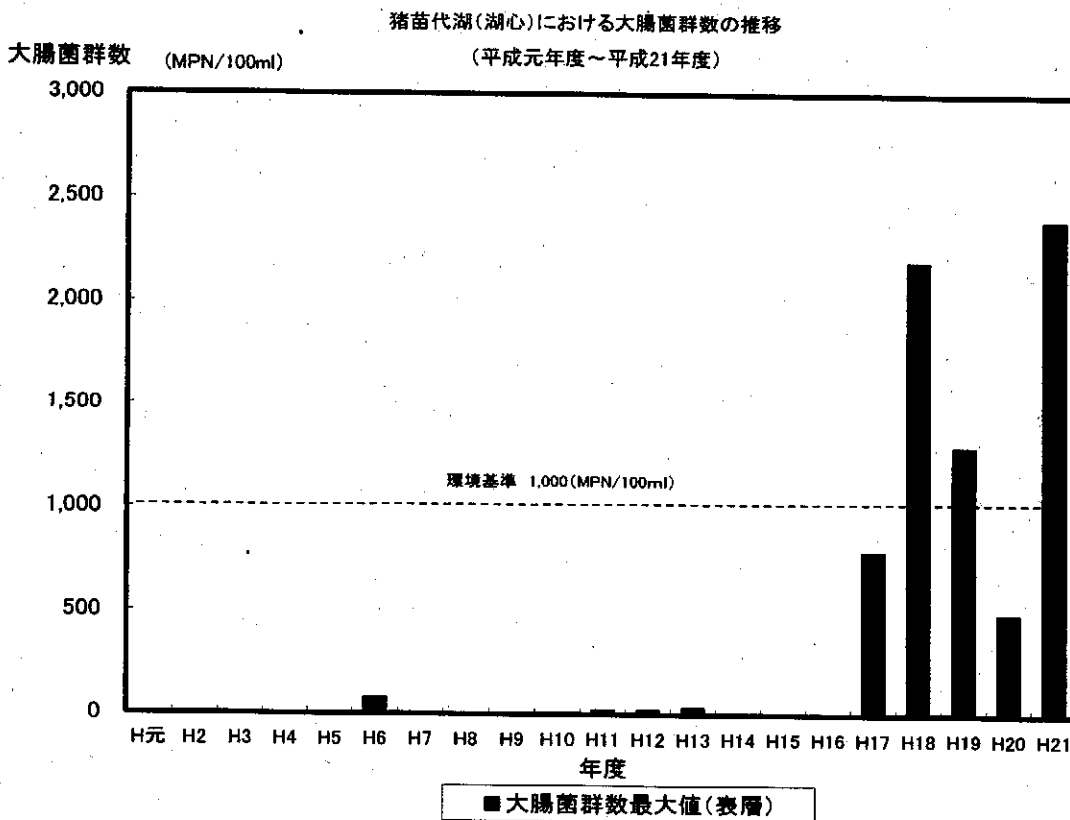
しかし、近年は10mを超えており、21年度は12.8mと透明度が良くなっている傾向があります。



※透明度とは、直径25cm～30cmの白色円板を水中に沈めていったとき、白色物体として識別できなくなったときの深さを透明度といいます。

(5) 大腸菌群数

pHの上昇に伴い、微生物の生存しやすい環境となり、平成18年度以降、水温の高い時期に環境基準を超過する状況がみられます。



(6) 黒色浮遊物

猪苗代湖では、平成5年ごろから郡山市の湖南地区を中心に、その成分のほとんどが植物の腐敗物である黒色のすす状浮遊物が湖岸に漂着する現象が確認され始め、その後、猪苗代町や会津若松市の湖岸でも漂着が確認されています。

さらに、褐色の浮遊物などが頻繁に観察されたり、各種の陸上植物や水生植物が多量に湖岸に漂着するなど、湖全体の水環境の悪化の前兆として懸念される現象が発生しています。

2 裏磐梯湖沼

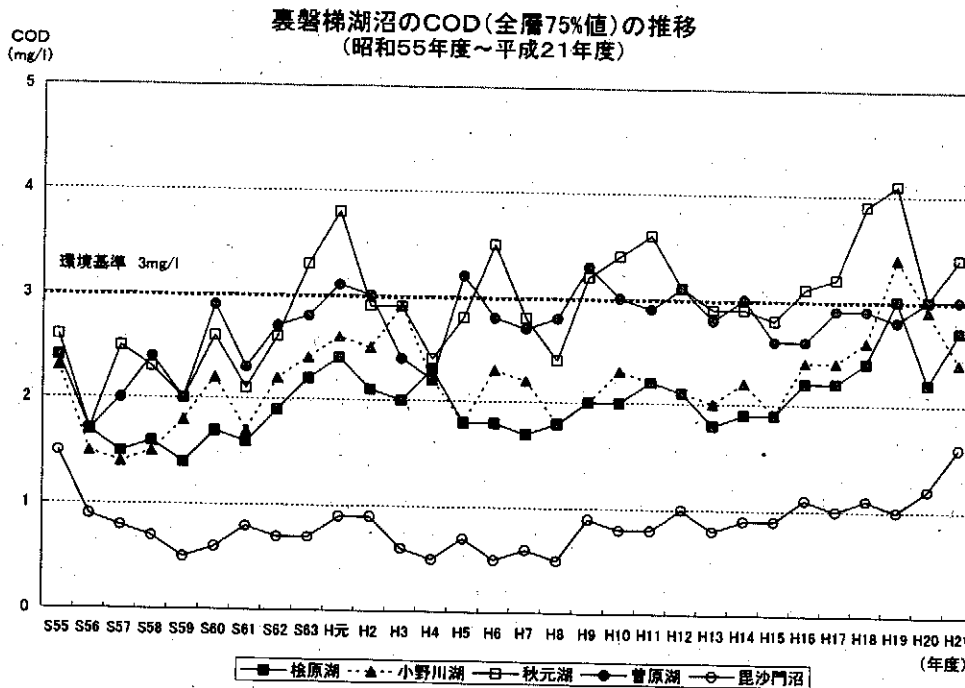
(1) COD

CODの年間75%値の推移を見ると、全体的に漸増傾向にあります。

桧原湖及び小野川湖は、平成5年以降2.0mg/l前後で推移してきましたが、近年は2~3mg/lで推移しています。

秋元湖と曾原湖は、昭和63年度以降上昇し、しばしば環境基準の未達成が見られ、平成21年度は秋元湖で環境基準が達成できませんでした。

毘沙門沼は、0.7~1.0mg/l程度で推移していましたが、近年はやや上昇しています。

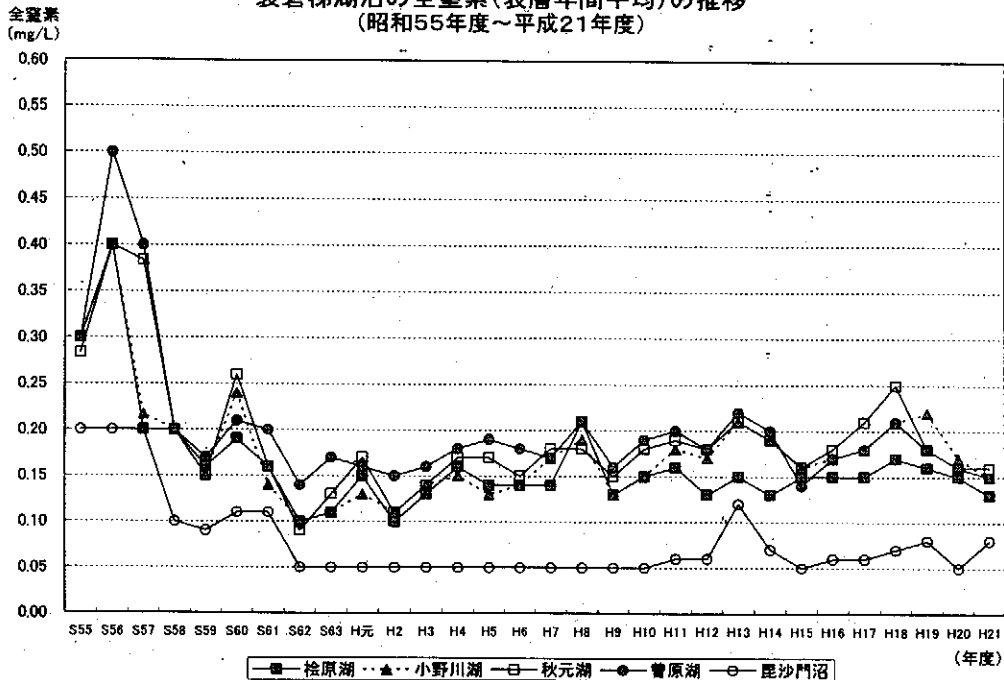


(2) 全窒素及び全りん

全窒素については、桧原湖、小野川湖、秋元湖及び曾原湖は0.15~0.2mg/l程度、また、毘沙門沼は、0.05~0.08mg/l程度であり、5湖沼とも概ね横ばいの状況にあります。

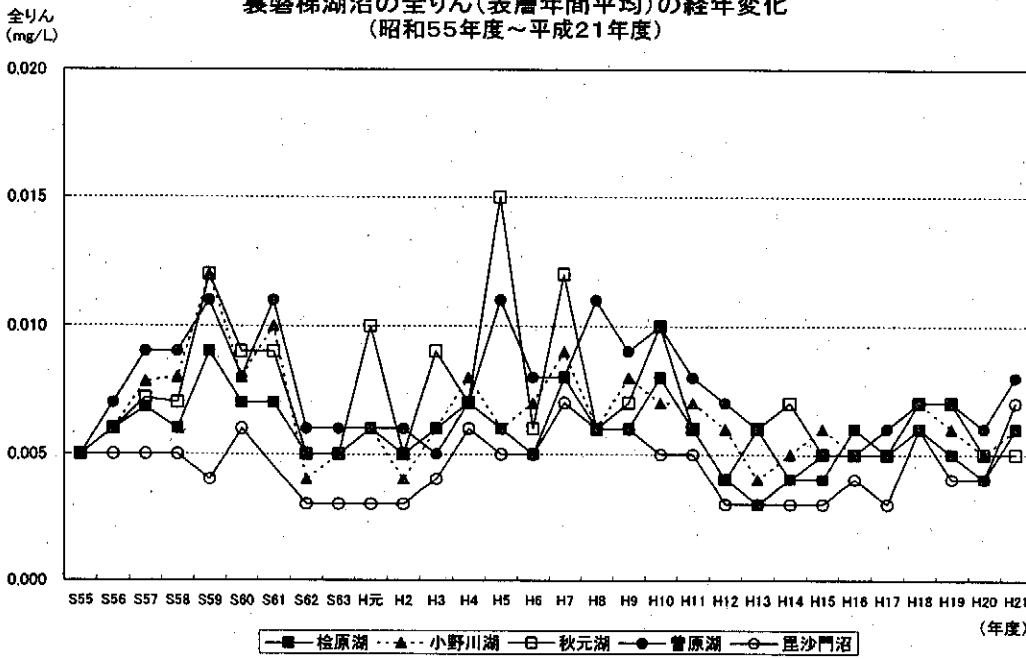
全りんについては、平成8年度以前は秋元湖、曾原湖及び小野川湖で環境基準の未達成が見られましたが、近年は0.005~0.008mg/lの範囲で推移しており、顕著な変化はありません。

裏磐梯湖沼の全窒素(表層年間平均)の推移
(昭和55年度～平成21年度)



—■— 検原湖 ···▲··· 小野川湖 —○— 秋元湖 —◇— 曹原湖 —○— 毘沙門沼

裏磐梯湖沼の全りん(表層年間平均)の経年変化
(昭和55年度～平成21年度)

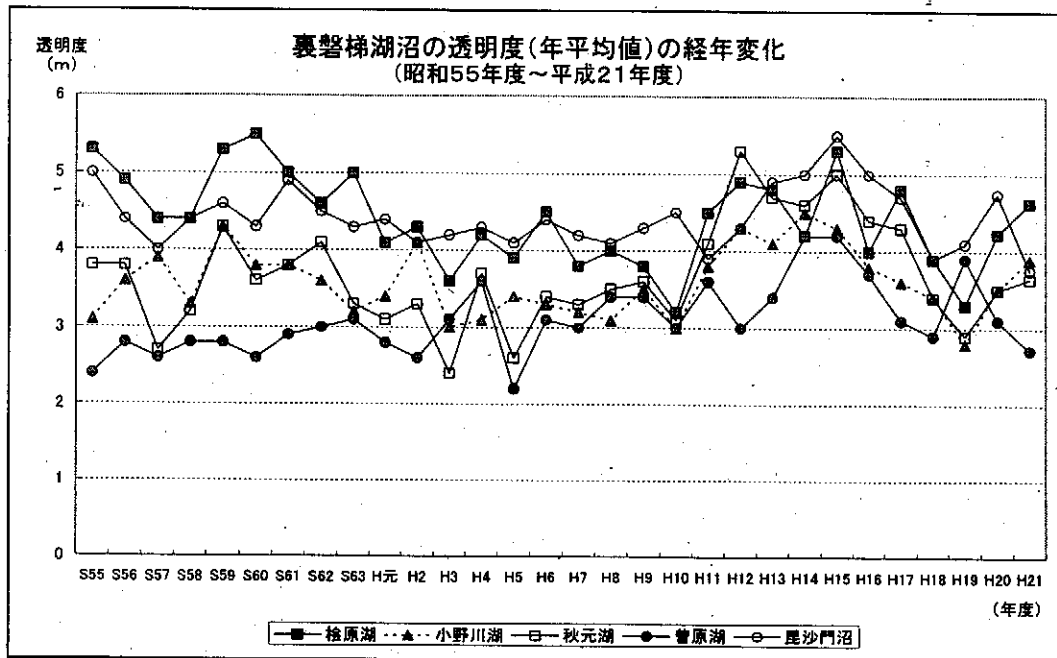


—■— 検原湖 ···▲··· 小野川湖 —○— 秋元湖 —◇— 曹原湖 —○— 毘沙門沼

検出下限値はS55～S58 0.005mg/L, S59～ 0.003mg/L

(3) 透明度

桧原湖及び毘沙門沼については4mを超えるレベル、小野川湖及び秋元湖については3.5 m程度、曾原湖は3m程度で推移しており、概ね横ばいの状況にあります。



第3章 水環境保全目標

国民の共有の財産である猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の良好な水質を長期的に維持することはもとより、水辺地の生態系の維持などを総合的に捉えた水環境保全のための基本的目標を次のとおりとします。

「次代に残そう湖沼の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」

また、水質保全目標、水辺地の環境目標及び流域保全目標の3つの視点から、水環境保全目標を設定します。

1 水質保全目標

環境基本法の規定に基づき、河川・湖沼等の公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準(以下「水質環境基準」という。)が定められており、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼については、次の基準が設定されています。

◆生活環境の保全に関する水質環境基準(環境基準点:湖心)

	COD		全りん		備 考
	類型	達成期間	類型	達成期間	
猪苗代湖	A	イ	Ⅱ	イ	A類型(COD:3mg/l以下) Ⅱ類型(全りん:0.01mg/l以下、 全窒素:0.2mg/l以下、 当分の間適用しない) 達成期間 イ:直ちに達成すべきもの ロ:5年以内で可及的速やかに 達成すべきもの
桧原湖	A	ロ	Ⅱ	イ	
小野川湖	A	ロ	Ⅱ	イ	
秋元湖	A	ロ	Ⅱ	イ	
曾原湖	A	ロ	—	—	
毘沙門沼	A	ロ	—	—	

(1) 猪苗代湖

猪苗代湖の湖心では、自然の浄化機能により、全りんや有機物による汚濁の指標であるCOD(化学的酸素要求量)は低く抑えられています。

一方、湖岸周辺ではCODや全窒素、全りんは高い数値を示しており、一部では富栄養化状態となる時期が出現するなど、猪苗代湖の水質特性は大きく湖心部と湖岸周辺とに分けることができます。

さらに湖岸周辺は、湖底の形状の違いもあって、北岸部と南岸部とでは水質特性が大きく異なっています。

したがって、このような水質特性を有する猪苗代湖の水質目標を、湖心部と湖岸周辺との2つに大別し、設定します。

○湖心における水質目標値

湖心の現況水質を改善又は維持することを水質保全目標とします。

項 目	現況値(mg/ℓ)	目標値(mg/ℓ)
	平成21年度	平成26年度
COD	1.0	0.5以下
全窒素	0.24	0.2以下
全りん	0.003未満	0.003以下

※COD:全層年間75%値、 全窒素及び全りん:表層年間平均値

○湖岸周辺における水質目標値

湖岸周辺(概ね50m～100m付近)における水質の現況から、現況水質を改善又は維持することを水質保全目標とします。

区分	項 目	現況値(mg/ℓ)	目標値(mg/ℓ)
		平成21年度	平成26年度
北岸部	COD	1.4	1.0以下
	全窒素	0.27	0.20以下
	全りん	0.007	0.005以下
南岸部	COD	1.5	1.0以下
	全窒素	0.26	0.20以下
	全りん	0.005	0.005以下

※COD:全層年間75%値、 全窒素及び全りん:表層年間平均値

○身近な水質指標

身近な水質指標として、湖心の透明度(年間平均値)について目標を設定します。

項目	現況値(平成21年度)	目標値(平成26年度)
透明度	12.8m	10m以上

(2) 裏磐梯湖沼

桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖の4湖と毘沙門沼は、流域の状況が異なることから、各湖沼毎に水質環境基準点である湖心において、水質目標を設定します。

○湖心における水質目標値

裏磐梯湖沼の湖心の現況水質を改善又は維持することを水質保全目標とします。

湖沼名	現況値(平成21年度)(mg/l%)			目標値(平成26年度)(mg/l%)		
	COD	全窒素	全りん	COD	全窒素	全りん
桧原湖	2.7	0.13	0.006	2.0以下	0.1以下	0.005以下
小野川湖	2.4	0.15	0.006	2.0以下	0.1以下	0.005以下
秋元湖	3.4	0.16	0.005	2.0以下	0.1以下	0.005以下
曾原湖	3.0	0.15	0.008	2.0以下	0.1以下	0.005以下
毘沙門沼	1.6	0.08	0.007	1.0以下	0.1以下	0.005以下

※COD:全層年間75%値、全窒素及び全りん:表層年間平均値

○身近な水質指標

身近な水質指標として、湖心の透明度(年間平均値)について目標を設定します。

項目	現況値(平成21年度)	目標値(平成26年度)
透明度	3.7m	5m以上

※現況値は、桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼の平均値

2 水辺地の環境目標

(1) 水辺地の自然目標

水辺地の自然目標を次のとおりとします。

- ① 湖沼の景観や周囲の優れた山岳景観と調和した水辺地景観の保全に努めます。
- ② 渡り鳥、イトヨ、ミズスギコケ、ヨシ、アサザ、エゾミソハギ等の動植物が生息する豊かな自然環境を備えた水辺地の整備や保全に努めます。

(2) 水辺地の親水性目標

水辺地の親水性目標を次のとおりとします。

- ① 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の自然や湖水に、水面利用を通して、陸からだけでなく湖面からもふれることのでき、自然との共生を念頭においた水辺地の創造に努めます。
- ② 住民参加による個性ある水文化の継承や創造に努めます。

なお、現在の良好な自然環境や景観を損なわないよう、秩序ある水面利活用のための制限と誘導を図ることを目的とした「猪苗代湖水面利活用基本計画(平成6年3月策定)」の基本理念及び基本方針に配慮するものとします。

3 流域の水環境の形成目標

流域の水循環の形成目標を次のとおりとします。

- ① 水源かん養機能の維持向上のため、湖沼を取り巻く豊かな森林の保全に努めます。
- ② 水環境保全に必要な水の機能が損なわれず、自然の水循環のバランスが十分に維持されるよう良好な水循環機能の確保に努めます。

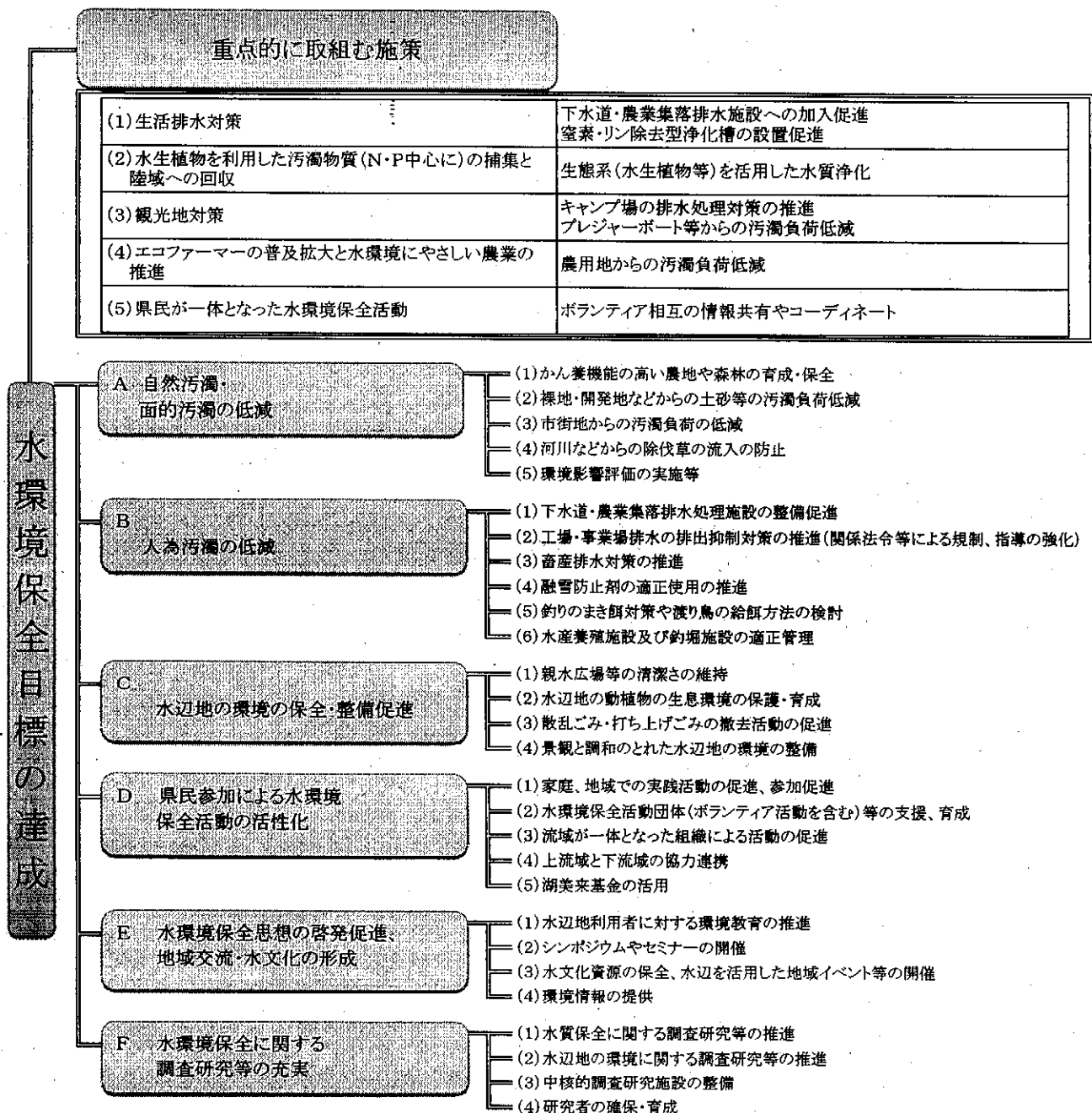
第4章 目標達成のための総合的な施策

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼のそれぞれの水環境保全目標の「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」を実現するため、県民、地域住民、利用者、事業者、県及び関係市町村が一体となって、次に示す水環境保全対策を総合的かつ効果的に推進します。

1. 施策の体系

水環境保全対策の実施に際しては、相当の期間や費用を要するものがあることや、特に水質に関してはその汚濁機構の解明と評価を加えて実施されるものがあることから、水環境保全関連事業の着手状況などを考慮しながら、次節に示す関連施策を総合的かつ効果的に展開します。

なお、猪苗代湖のこれまで実施してきた水質保全対策と水質の現況を踏まえ計画期間に重点的に取り組むべき施策を明示しました。



2 重点的に取り組む施策の内容

(1) 生活排水対策

ア 現状と課題

- ・猪苗代湖の自然浄化機能が機能が急激に失われつつある現在、流域における生活排水対策が急務であり、COD、窒素、リンのさらなる汚濁負荷削減を図る必要があります。
- ・流域における公共下水道(特定環境保全公共下水道も含む)や農業集落排水処理施設では、窒素やリンの除去を目的とした高度処理施設が整備されておりますが、平成21年度末現在で、供与開始されている下水道等への接続率は66.2%であり、下水道等への接続を促進する必要があります。
- ・下水道等の整備区域以外の区域においては、単独処理浄化槽や汲み取り便所から窒素・リン除去型浄化槽への転換を強力に促進していく必要があります。
- ・浄化槽の性能を十分発揮させるためには、適正に設置するとともに浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施など適正な維持管理の実施を徹底する必要があります。

◆下水道及び農業集落排水処理施設の接続状況(平成21年度末現在)

	行政人口(人) (a)	処理人口(人) (b)	普及率(%) (b/a)	加入人口(人) (c)	接続率(%) (c/b)
猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域(裏磐梯地区を除く)	22,652	14,678	64.8	9,557	65.1
猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域(裏磐梯地区)	1,293	1,269	98.1	1,006	79.3
猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域 計	23,945	15,947	66.6	10,563	66.2

イ 施策の内容

- ・地域住民及び事業者に対する啓発・指導の徹底等を通じて下水道や農業集落排水処理施設への接続加入促進を図ります。
- ・下水道等の整備区域以外の区域においては、設置者の負担を軽減するために必要な支援に努め、単独処理浄化槽や汲み取り便所から窒素・リン除去型浄化槽への転換促進を図ります。
- ・浄化槽の設置者、施工業者、保守点検業者及び清掃業者に対して、適正な設置、保守点検、清掃及び法定検査の実施などを図るよう指導します。

【事業達成水準】

窒素りん除去型浄化槽設置基数、浄化槽法第11条の定期検査の適正率及び汚水処理人口普及率を事業達成水準とします。

◆ 窒素りん除去型浄化槽設置基数

項目	現況値 H21年度	目標値 H26年度
設置基数(基)	0	

(検討中)

◆ 汚水処理人口普及率

項目	現況値 H21年度	目標値 H26年度
普及率(%)	76.8	

(検討中)

汚水処理人口普及率=(下水道整備人口+農業集落排水処理施設整備人口+合併処理浄化槽整備人口)/区域内総人口×100

◆ 浄化槽法第11条の定期検査の適正率

項目	現況値 H21年度	目標値 H26年度
適正率(%)	94.5	100.0

(2) 水生植物を利用した汚濁物質(N・P)の捕集と陸域への回収

ア 現状と課題

- ・ヨシなどの水生植物は水質浄化機能を有しており、猪苗代湖においては、湖内の窒素及びリンの負荷量を低減させるために、現在、小規模に行われているヨシの刈り取りを野鳥の生息等の生態系に配慮した方法で拡大していく必要があります。
- ・猪苗代湖の北岸部では、大量に湖岸に漂着した水生植物や堆積した枯死水生植物などが、汚濁負荷源となっており、生物多様性や住民の意見にも十分に配慮した上で早急に対策を検討していく必要があります。

イ 施策の内容

- ・専門家や地域住民、水環境保全活動団体、行政等が意見交換する場を設け、長期的な湖沼環境の保全を検討するとともに、生物多様性への影響や植生浄化の効用を考慮した上での水生植物等の採取・回収ルールの確立を図ります。
- ・猪苗代湖北岸部の水環境保全区域で生態系に配慮した方法でヨシの刈り取りを実施します。
- ・生態系への影響や住民の意見に配慮しながらヒシ群落等の水生植物の刈り取りや枯死水生植物の回収による水質浄化を図ります。

(3) 観光地対策

ア 現状と課題

- ・流域を訪れる観光客は年間約500万人と多く、宿泊施設や観光施設等からの汚濁負荷を削減する必要があります。
- ・近年、アウトドアレジャーが盛んになっており、キャンプ場利用に伴って生じる排水対策が必要となっています。
- ・プレジャーボート等の利用が年々増加しており、湖水の水質への影響が懸念されています。

イ 施策の内容

- ・事業者に対する啓発・指導の徹底等を通じて、下水道や農業集落排水処理施設への接続加入促進を図るとともに、下水道等の整備区域以外の区域においては、設置者の負担を軽減するために必要な支援に努め、窒素・リン除去型合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
- ・キャンプ場利用に伴う排水の処理については、浄化設備の設置等を指導するなどして負荷の低減に努めます。
- ・プレジャーボート等による水質への影響把握に努めるとともに、利用者等には4サイクル・直噴型エンジンのプレジャーボートの利用を求めるなど湖水への汚濁負荷の低減を推進します。また、ゾーニング遵守の指導徹底を図ります。
- ・観光客が流域における水環境保全対策をサポートする仕組みを検討します。また、水環境保全への取組みの情報発信を行うことにより、観光地としてのイメージアップを図ります。

(4) エコファーマーの普及拡大と水環境にやさしい農業の推進

ア 現状と課題

- ・たい肥等による土づくりや化学肥料・農薬の低減に取り組むエコファーマー数は、流域の販売農家の約6割を占めるに至っていますが、さらに拡大を図るためには、JA(の生産部会)や地域ぐるみでの取組支援を強化する必要があります。
- ・稲作での側条施肥機の導入や稲苗箱施肥の取組みを進めていますが、さらに拡大を図るための検討が必要です。
- ・あぜ道指導会や各種発行物を利用して、取組み誘導を図っていますが、未実施ほ場があることから、さらに各種機会を通じ、取組意識の醸成を図る必要があります。
- ・土壌診断の実施誘導、分析結果に基づく施肥指導を行っていますが、データの蓄積が必要であることから、引き続き土壌分析の実施をする必要があります。

イ 施策の内容

- ・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」及び「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入により、環境と共生する農業の推進とエコファーマーの育成を図ります。
- ・局所施肥(側条施肥など)や肥効調節型肥料の使用など施肥効率の高い施肥法の導入を図り、肥料の使用量を低減する取組みを進めます。
- ・稲作については、浅水代かきや稲わらの秋すき込みなど肥料成分や有機物のほ場外流出を抑えるための技術の導入を誘導します。
- ・畑作については、適正施肥のための土壌診断の実施、肥料使用量の低減のための局所施肥技術(条施肥等)の導入を誘導します。
- ・水田での浸透・溢流防止対策、水止め管理及び自動給水栓の設置などを進め、排出水の低減を図ります。
- ・水路への除じんスクリーンの設置を進めるとともに、循環かんがい施設や下流末端での沈殿池などの整備について検討していきます。

【事業達成水準】

水環境保全の推進する農業の推進状況を把握する指標としてエコファーマー数を使用し、事業の達成程度を評価します。

◆ エコファーマー数

項 目	現況値 H21年度	目標値 H26年度
エコファーマーの人数	1,088	

(検討中)

(5) 県民が一体となった水環境保全活動

ア 現状と課題

・猪苗代湖においては、ボランティアにより、ヨシの刈り取りや漂着水生植物の回収及び湖岸の清掃などが積極的に行われていますが、このような活動を更に広げていく必要があります。

イ 施策の内容

・ボランティア相互の情報の共有化や協力体制の構築等を進め、県民が一体となったヨシの刈り取り等の水環境保全活動の大規模な展開を図ります。

3 項目別施策の内容

A 自然汚濁・面的汚濁の低減

(1) かん養機能の高い森林や農地の育成・保全

ア 現状と課題

- ・森林は多種多様な生物の生息地となっており、生態系として健全に維持されることにより、森林資源としての林産物の供給のみならず、国土保全、水資源のかん養等多様な機能を発揮させる役割を有しています。
- ・森林は、流域の水の量を調節し、土砂の流出を抑え、水質を浄化するなどの機能を有していることから、「緑のダム」として水源かん養機能を拡充、強化することが求められております。
- ・森林・林業を支える担い手の育成確保、地域の特性を活かした森林の育成・管理技術の試験研究とその成果を活かした普及指導の強化等、総合的な対策を講じる必要があります。
- ・水源かん養、生活環境の保全など森林の有する公益的機能に対する県民の要請が高まってきていることから、保安林整備計画に基づき保安林の指定を推進していく必要があります。
- ・水田は、長時間にわたり水を田面に湛水させることから、地下水かん養機能、保水・遊水機能、土壌保全機能や水質浄化機能などを有するとともに、治水や国土保全、環境保全にも役立っています。
- ・県営林等を対象に、間伐など適正な森林整備を図っており、今後も計画的な森林整備を推進する必要があります。

イ 施策の内容

- ・間伐を重点とした森林整備により、森林の健全な育成を図ります。また、森林からの汚濁負荷量を把握し、森林の環境保全機能を十分に発揮させるための森林育成や管理技術を検討します。
- ・地域の特性にあった樹種を植栽する等して土壌層が厚く、粗孔隙に富む保水性の高い森林の整備を図ります。
- ・「地域森林計画」に基づき、水源かん養機能の高い森林等を育成・保全し、流入河川等の豊かな水量の維持や湧水等の保全を図るため、適切な森林施業の計画的な推進を図ります。
- ・森林整備担い手対策基金の活用や林業労働力確保支援センターの活動を通じて林業労働条件の改善を図るとともに、林業への新規就業者の支援体制を整備します。
- ・森林の環境機能保全を十分に発揮させるため、多様で活力のある森林の育成・管理技術の確立を進めます。
- ・地域における森林整備の推進のまとめ役となるリーダーの育成に努めます。

(2) 裸地・開発地などからの土砂等の汚濁負荷低減

ア 現状と課題

- ・ゴルフ場やスキー場、別荘地の造成等の後に、植栽等が不十分な箇所からの土砂流出等が発生することがあります。
- ・土砂の湖沼への流入は、底質環境を著しく変化させることから、開発等に伴って土砂等が流出しないよう対策を講じる必要があります。

イ 施策の内容

・土地利用関係法令並びに「福島県大規模土地利用事前指導要綱」、「会津若松市開発指導要綱」、「郡山市湖南地域リゾート開発指導基準」、「北塩原村開発指導要綱」、「猪苗代町まちづくり指導要綱」などを効果的に運用するなどして、次に示すような土壌の浸食防止対策や土砂の流出防止対策を推進します。

- ① 浸食の大きい尾根周辺や急傾斜地の森林伐採の抑制
- ② 水質浄化機能や土壌の安定性に関連の深い樹林の管理
- ③ 植林などによる裸地の緑化及び開発地における植生管理指導並びに土砂流出防止のための施設などの整備、管理指導

(3) 市街地からの汚濁負荷の低減

ア 現状と課題

- ・敷地内の降雨による敷地外の排水汚濁負荷を低減させる必要があります。
- ・市街地において降雨時に流出する雨水(市街地排水)が水質汚濁の一因と考えられていますが、雨水の地下浸透施設は、施設の維持管理や設置費用等の課題から、ほとんど設置されていません。

イ 施策の内容

- ・敷地外への排水汚濁負荷を低減させるため、敷地内への雨水浸透施設の設置について普及啓発を図ります。
- ・都市計画法の開発許可等に際して、都市地域における地下水のかん養機能の向上等のため、住宅等の建築時における雨水の地下浸透施設の設置について、普及啓発に努めます。

(4) 河川などからの除伐草の流入の防止

ア 現状と課題

・あぜ道指導会や各種発行物を利用して、刈り取られた雑草等の流出防止の取組み徹底を図っていますが、未実施ほ場があることから、さらに各種機会を通じ、取組意識の醸成を図る必要があります。

イ 施策の内容

・用水路などの清掃時に回収したごみや刈り払いを行ったときに出る雑草類を水路などに流さないような取組みの普及促進を図ります。
・水田の代かきは浅水にて行うほか、代掻き後に浮いた稲わらなどは水路などに流さないような取組みの普及促進を図ります。
・刈り払われた雑草類の堆肥化による有効利用などを検討・実施します。

(5) 環境影響評価の実施等

ア 現状と課題

・事業者は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び福島県環境影響評価条例(平成10年条例第64号)に基づき、大規模な開発事業を行う際に、事業の実施が環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境を保全するための対策を講じる環境影響評価の手続きを実施しています。
・各種の造成工事においては、濁水の発生防止など建設工事に係る水質汚濁の防止を図る必要があります。

イ 施策の内容

・流域における乱開発を未然に防止し、もって水環境を保全するために、今後とも環境影響評価制度の適切な運用を図っていきます。
・建設工事に伴う濁水の流出を防止するため工事期間中はもとより工事終了後の開発影響が消失するまで水質汚濁防止対策について指導します。
・また、開発行為等における動植物の生息・生育環境の保全について指導します。

B 人為汚濁の低減

(1) 下水道・農業集落排水処理施設等の整備促進

ア 現状と課題

・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の下水道及び農業集落排水処理施設の普及率は平成21年度現在66.6%です。地域別では、同流域のうち裏磐梯地区においては、普及率が98.1%と整備が進んでいるのに対し、それ以外の地区においては、65.0%となっています。

・平成21年度に「福島県全県域下水道化構想」の見直しを行い、新たな「ふくしまの美しい水環境整備構想」を策定(H22.7)しましたが、今後は、新構想に基づき下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の整備区分により整備を進める必要があります。

イ 施策の内容

・ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～(平成22年7月策定)に基づき、湖沼等の水質保全、生活環境の改善を図るため、下水道等の整備を積極的に推進します。

・下水道や農業集落排水処理施設から発生する汚泥について、骨材などの建設資材や肥料への有効利用、農地還元利用等の有効利用を推進し、減量化を図ります。

【事業達成水準】

下水道・農業集落排水処理施設の普及率を事業達成水準とします。

◆ 下水道・農業集落排水処理施設の普及率

項 目	現況値 H21年度	目標値 H26年度
普及率(%)	66.6	

(検討中)

下水道及び農業集落排水処理施設の普及率=(下水道整備人口+農業集落排水処理施設整備人口)÷区域内総人口×100

(2) 工場・事業場排水対策の推進(関係法令等による規制、指導の強化)

ア 現状と課題

- ・水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成8年条例第32号)、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和50年条例第18号)及び福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成14年条例第23号)に基づく届出対象の事業場及び排水基準が適用となる事業場に対して、排水基準を遵守するよう指導を徹底させる必要があります。
- ・水質汚濁防止法等の規制対象以外の小規模事業場は、その数も多く排水処理施設の不備などにより適正な排水処理が行われていない事例もあることから、排水対策についての指導を行う必要があります。

イ 施策の内容

- ・水質汚濁防止法等の規定に基づく立入検査や監視の充実強化などにより、排水処理施設の維持管理や排水の自主測定等の状況について指導監督を行い、放流水質の向上を図ります。
- ・小規模事業場に対しては、小規模事業場排水対策指導指針(平成10年2月策定)に基づき作業工程内対策の指導を行うとともに、排水処理施設の設置等について指導します。
- ・特定事業場等が設置する排水処理施設に対する補助制度や福島県環境創造資金などの融資制度の活用を図り、中小企業者が行う排水処理施設の整備を支援します。

【事業達成水準】

排水基準適合率を事業達成水準とします。

◆ 排水基準適合率

項 目	現況値	目標値
	H21年度	H26年度
適合率(%)	71.4	100.0

※ 排水基準適合率=(基準適合事業場数/立入排水規制対象事業場数×100)

(3) 畜産排水対策の推進

ア 現状と課題

- ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当する畜産施設については、同法に基づく指導の徹底を図るとともに、規制対象外の小規模な畜産施設についても実態の把握及び現地指導等の必要があります。
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」等に基づく指導により、対象地域における家畜排せつ物処理施設整備率は目標の100%を達成しましたが、今後とも家畜排せつ物の適正な管理を指導するとともに、たい肥の有効利用を促進するため、畜産農家と耕種農家の連携強化を図る必要があります。
- ・(財)畜産環境整備機構畜産環境技術研究所との連携により、窒素排せつ量の削減技術が開発されており、今後は、家畜排せつ物の循環利用を促進するため、園芸作物への施用技術の確立やたい肥製造の短期化、成分の安定化等について研究し、成果の普及を図る必要があります。

イ 施策の内容

- ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場に対して監視指導を強化します。
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を指導するとともに、畜産農家と耕種農家の連携強化によるたい肥の利用促進を図ります。
- ・家畜排せつ物を有効に活用するための施用技術や良質たい肥の生産技術などについて研究及び普及に努めます。
- ・補助事業、リース事業、制度資金など助成制度の活用を図り、家畜排せつ物処理・保管施設の拡充・整備を支援します。

(4) 融雪防止剤の適正使用の推進

ア 現状と課題

- ・スキー場で使用される融雪防止剤や道路に散布される凍結防止剤による湖沼の水質への影響が懸念されています。

イ 施策の内容

- ・融雪防止剤や凍結防止剤の流出防止を指導するとともに、使用量の適正化を推進します。

(5) 釣りのまき餌対策や渡り鳥の給餌方法の検討

ア 現状と課題

- ・猪苗代湖では、まき餌による釣り、特に「オランダ釣り」が行われています。釣りの期間は主に5月から9月で、場所は加賀浜、小倉沢浜などが中心となっています。
- ・釣り人が使用するまき餌は、湖に直接投与されるため、水の汚濁の原因になります。
- ・猪苗代湖は、白鳥をはじめとする渡鳥の一大飛来地となっており、昭和46年には「猪苗代湖のハクチョウ及びその渡来地」として国の天然記念物に指定されています。
- ・一般的に渡り鳥の飛来地での給餌活動は、水域に有機物(汚れ)を投与していることでもあり、餌の食べ残しや集まった渡り鳥からの排せつ物は、水の汚濁の原因になります。

イ 施策の内容

- ・漁業協同組合の協力のもと、まき餌釣りの場所・期間制限を引き続き行います。
- ・まき餌による釣りについては、余った餌の持ち帰りや適量の餌での釣りをを行うよう啓発に努めます。
- ・「福島県第10次鳥獣保護事業計画」では、野生鳥獣への安易な餌付けは原則禁止していますが、渡り鳥に対する給餌が必要な場合については、食べ残しによる湖等への負荷がないよう啓発に努めます。

(6) 水産養殖施設及び釣堀施設の適正管理

ア 現状と課題

- ・魚類養殖施設及び釣堀施設においては、その残餌や排せつ物等が水質汚濁の原因となることから、適正な給餌や管理を行う必要があります。

イ 施策の内容

- ・魚類養殖施設及び釣堀施設については、適正な給餌や養殖池の浮遊物・沈殿物の流出防止など適正管理を指導します。

C 水辺地の環境の保全・整備促進

(1) 親水広場等の整備

ア 現状と課題

- ・心の豊かさを求める価値観の定着とあいまって、日常生活において、自然と触れ合うことのできる親水広場等の施設が求められています。
- ・湖岸等の整備に当たっては、治水・利水機能に加え、自然豊かな潤いのある美しい水辺地を整備していく必要があります。
- ・また、整備に当たっては、景観に配慮するほか、高齢者や身体に障がいのある人などの利用に配慮する必要があります。

イ 施策の内容

- ・木や石などの自然に近い素材を用いて利用者があたたかさと親しみを持てる親水広場等の整備を推進します。
- ・水辺地との触れ合いができるように、河川沿いの法面の緑化を推進します。
- ・親水広場の整備に当たっては、緩勾配の護岸やスロープの設置を検討し、高齢者や身体に障がいのある人などの利用に配慮します。
- ・水辺地の憩いの場として周囲の環境に調和したサイクリングロードや散歩道の整備を推進します。
- ・水辺地の豊かな自然を観察することができる場所の整備を推進します。

(2) 水辺地の動植物の生息環境の保護・育成

ア 現状と課題

- ・水辺地の自然は、さまざまな生物の生息の場として、重要な役割を果たしていますので、ヨシ、アサザ等の群落が形成されている猪苗代湖北岸地域を良好な水環境を保全することが特に必要な区域として、「水環境保全区域」に指定しました。
- ・また、土地の改変は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域内の水質や水量等に影響を与えるだけでなく、水辺地の生物の生息環境にも影響を及ぼすことから、計画の段階から十分な調査検討を行い、可能な限り生態系の保全に配慮することが重要です。
- ・湖沼の水位変動が、水辺地の環境に影響を与えることがあります。

イ 施策の内容

- ・生態系に配慮しながら「水環境保全区域」のヨシ群落の刈取りを行い、適正な管理を図ります。
- ・環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適正運用により、水辺地の多様な生物の生息環境の保全に努めます。
- ・河川改修事業や砂防事業等等においては、多自然川づくりなどによる整備を推進し、水辺地の多様な生物の生息環境の創造に努めます。
- ・農業農村整備事業においては、福島県農業農村整備環境対策指針(平成10年3月策定)や関係市町村が策定する田園環境整備マスタープランに基づき、生態系に配慮した整備を推進します。
- ・水辺に生息・生育する希少野生動植物については、引き続き情報収集を進め、知見の集積を図ります。

(3) 散乱ごみ・打ち上げごみの撤去活動の促進

ア 現状と課題

- ・年間を通して多くの観光客が訪れ、ごみの散乱等が大きな問題となっています。
- ・特に、湖岸では空き缶やペットボトル、花火の燃え殻などが、また道路周辺には空き缶やペットボトルなどの散乱が目につきます。
- ・流入河川からのごみの流入も目につきます。
- ・県民ボランティア等の参加により、ヨシの刈取りやごみの撤去作業を実施しています。また、各団体等が自主的に湖岸の清掃活動等を実施しています。

イ 施策の内容

- ・福島県クリーンふくしま運動推進協議会の活動などを通して、ごみの逸散防止、ポイ捨て禁止、決められた場所以外へのごみの放置禁止の啓発に努めます。
- ・行政や地域住民、関係事業者等と一体となって、湖岸、河川敷、道路側溝等の清掃活動(クリーンキャンペーン等)を行います。
- ・県民ボランティア等によるヨシ刈取り及びごみの撤去を継続的に実施します。

(4) 景観と調和のとれた水辺地の環境の整備

ア 現状と課題

- ・良好な水辺地景観は、潤いや安らぎのある生活環境の形成に大きな役割を果たしています。
- ・豊かな水と緑が織りなす美しい自然景観に恵まれており、これらのかげがえのない美しい景観を損なうことなく、次世代への贈り物として大切に守り、育み、継承していくことが必要です。

イ 施策の内容

- ・景観法及び福島県景観条例等に基づき、県、県民、事業者がそれぞれの立場において、調和と均衡のとれた景観形成の推進に努めます。
- ・市町村その他関係行政機関との連携を図り、整合性のとれた景観形成に資する事業を推進するとともに、公共施設の整備等に当たっては、公共事業景観形成指針等を遵守し、地域の景観形成の先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・湖岸に放置された船の撤去を進めるとともに、不法係留を防止し景観の形成に努めます。
- ・良好な水辺地の景観の形成に支障がある建築物や工作物、屋外における物品の集積、貯蔵等について必要な修景措置が講じられるよう助言、指導に努めます。

D 県民参加による水環境保全活動の活性化

(1) 家庭、地域での実践活動の促進、参加促進

ア 現状と課題

- ・県民、事業者、行政が、それぞれの役割のもとに連携して実践活動に取り組むことが求められております。

イ 施策の内容

- ・県民に広く呼びかけ、県民参加によるヨシ刈りや清掃等の実践活動を実施します。
- ・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会の活動などを通し、水環境保全活動の普及啓発を進めます。

【事業達成水準】

ボランティアによるヨシ刈り・清掃活動・水草回収等の参加者数を事業達成水準とします。

◆ ボランティアによるヨシ刈り・清掃活動・水草回収等の参加者数(延べ人数)

項 目	現況値 H21年度	目標値 H26年度
参加者数(人)	(確認中)	(検討中)

(2) 水環境保全活動団体(ボランティア団体を含む。)等の支援、育成

ア 現状と課題

・「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」や「地球にやさしい「ふくしま」県民会議」の構成団体はもとより、河川愛護団体等の様々なボランティア団体及び企業等により、湖岸の清掃活動やヨシの刈取り、漂着水生植物の回収等の取組みが行われるなど民間活動の盛り上がりが見られます。

・平成14年7月に猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会に創設した「湖美来基金」(みずみらいききん)や福島県河川愛護団体支援事業等を通じて、水環境保全活動の財政支援を行うとともに、ワークショップや研修会の開催、環境アドバイザー等の派遣による活動支援を実施しています。

イ 施策の内容

・「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」や「地球にやさしい「ふくしま」県民会議」等を通じて情報交換や研修の場を設けることにより、団体間の連携を強化するとともに活動の拡大を図ります。

・湖美来基金や福島県河川愛護団体支援事業等により引き続き水環境保全活動の財政支援を行うとともに、環境アドバイザー制度等の活用により民間団体が行う講習会や研修会の充実を図ります。

・“うつくしま、ふくしま”環境顕彰や優良河川愛護団体表彰制度などを通じ、県民の水環境保全に関する意識の高揚を図ります。

(3) 流域が一体となった組織による対策の推進

ア 現状と課題

・湖沼を取り巻く住民、関係市町村、関係団体等が共通認識のもとに連携して一体となった水環境保全活動を行う必要があります。

イ 施策の内容

・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会を通して流域が一体となった水環境保全活動を推進します。

(4) 上流域と下流域の協力連携

ア 現状と課題

・上流域の地域住民や事業者は自らの生活、行動や事業活動等において責務を果たすことが求められる一方、水環境が保全されることによる恩恵は、特に水資源として利用する下流域で大きなものがあります。

イ 施策の内容

・県民が一体となった水環境保全活動や住民主体の様々な形の相互交流を通して、理解を深めながら、上流域と下流域の協力・連携関係のあり方について検討を進めます。

(5) 水環境保全のための基金の活用

ア 現状と課題

・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群は、県民はもとより国民共有の財産であることから、流域住民ばかりでなく、広く国民全体で水環境の保全を図っていく必要があります。

・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会では、湖美来基金を活用し、水環境保全活動の情報発信や活動支援を行っています。

イ 施策の内容

・イメージキャラクターである「水恋」(すいれん)や「湖春」(こはる)を水環境保全活動のシンボルとして活用するとともに、湖美来基金による水環境保全活動を広く情報発信し、支援体制を強化します。

E 水環境保全思想の啓発推進、地域交流・水文化の形成

(1) 水辺地利用者に対する環境教育の推進

ア 現状と課題

- ・県民の「せせらぎスクール(全国水生生物調査)」等への参加を通じて、水環境保全意識の啓発に努めており、延べ参加人数は平成9年度から13年連続で全国1位となっております。
- ・県民一人ひとりが水環境との関わりについて理解と認識を深め、水環境に配慮した生活行動をとることが重要であり、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」などにおいては湖沼観察会や学習会を実施して意識の啓発に努めています。
- ・環境教育の取組みを効果的に実施し、より広げていくためには、家庭、学校、地域、民間団体、事業者、行政などの各主体の連携を強化する必要があります。
- ・流域の良好な水環境を環境教育・学習の場として積極的に活用していく必要があります。

イ 施策の内容

- ・「せせらぎスクール」等への参加団体を広く募り水質調査に取り組んでもらうほか、水に親しみながら水環境保全の大切さを学ぶ体験学習などを進めます。
- ・各主体が連携して猪苗代湖や裏磐梯湖沼群を体験の場とした学習会等を実施し、水環境保全の意識啓発に努めます。

【事業達成水準】

せせらぎスクールへの参加団体数等を事業達成水準とします。

◆ せせらぎスクールへの参加団体数等

項 目	現況値 H21年度	目標値 H26年度
参加団体数等(団体数)	24	50

(2) シンポジウムやセミナーの開催

ア 現状と課題

- ・水環境保全の重要性について、広く県民にアピールするとともに、上下流の交流と連携の高揚を図る必要があります。

イ 施策の内容

・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会などを通し、県民、事業者、利用者等を対象としたシンポジウムやセミナーを開催します。

(3) 水文化資源の保全、水辺地を活用した地域イベント等の開催

ア 現状と課題

・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域には史跡、名勝、文化財・文学碑などが多くあるほか、猪苗代湖にまつわる民話なども残されています。
・夏季には湖水まつりやヨットレースなど水に係わるイベントが開催されています。
・地域住民の生活に強く結びついている水文化は、地域社会の活性化や水環境保全意識の高揚のため、保存、継承してしていく必要があります。

イ 施策の内容

・地域に根ざした水に関わる伝統行事等の保存、継承を支援します。
・各種のお祭りなど、水辺地を活用したイベントの開催を促進します。
・地域における様々な水と人との関わりや風土、歴史などを発掘して幅広く紹介し、水を活かした地域の交流、連携を促進することにより、地域振興を図ります。
・地域の発展に重要な役割を果たしてきた農業水利施設等、水に係わる地域固有の歴史的・文化的遺産の保全に努めます。

(4) 環境情報の提供

ア 現状と課題

・環境教育の具体的な指導に役立つ教材の開発や普及を通じた効果的な環境教育の推進が必要です。
・環境保全に関する意識の高揚と活動の活性化のため、迅速かつ幅広い環境情報の提供の推進に努めていく必要があります。

イ 施策の内容

- ・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境に関する啓発用パネルの貸出し、啓発用冊子、パンフレット等の作成・配付、啓発用ビデオの貸出しなど、環境教材の充実を図ります。
- ・「せせらぎスクール」等の水生生物調査に必要な器材の無料貸出を行い、水に親しみながら学ぶ環境学習の機会の充実を図ります。
- ・湖沼の水環境保全意識やごみのポイ捨て防止などのマナー向上を図るため、自然環境に調和し、かつ景観に十分配慮した立看板や標柱などを作成・設置し啓発に努めます。
- ・水環境についての情報をわかりやすく体系的に整備し、インターネット等を活用して提供します。

F 水環境保全に関する調査研究等の充実

ア 現状と課題

- ・湖沼の水環境を良好な状態に改善し、保全していくためには、水質のみならず水辺地の環境の状況や動植物の生息状況などについて流域にわたった多面的な調査研究が必要です。
- ・猪苗代湖においては富栄養化現象の兆候が認められていることから、今後の急激な富栄養化又は水質悪化の兆しを的確に捉えるとともに、水環境保全対策事業の効果等を検証するための調査が必要です。
- ・このため、水環境に関する学術的な調査研究を推進するとともに、調査研究体制を一層拡充させる必要があります。

イ 施策の内容

(ア) 水質保全に関する調査研究等の推進

- ・今後の水環境の変化を的確に把握するため、これまで継続して実施してきている源流域でのイオンバランス等のモニタリング調査、大腸菌群数超過対策調査、水生植物による水質への影響確認調査等に加え、以下の調査を実施していきます。
- ①pH上昇によるリン等汚濁物質の沈降に及ぼす影響調査などの自然浄化機能に関する調査
- ②森林、農地等の汚濁負荷発生量など流域における汚濁負荷削減効果の検証に関する調査
- ③水生植物回収や植生浄化による汚濁負荷削減効果調査などの湖内での汚濁負荷削減に関する調査
- ・また、調査に当たっては、大学や研究機関等との連携を強化し、調査研究体制の充実に努めます。

(イ) 水辺地の環境に関する調査研究等の推進

- ・水辺地及び沿岸帯における動植物に関する生息・分布状況等の情報を収集し、知見の集積に努めます。
- ・生態系に配慮したヨシ群落等の管理に関する検討、水生動植物を保護する等のための湖水位管理や水位変動による水生動植物への影響を検討します。
- ・かつての魚介類、植生、生態系など水質以外の事項も含んだ総合的な情報収集に努めます。

(ウ) 中核的調査研究施設の整備

- ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」(平成21年9月設立)の機能を強化するなど、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の総合的な拠点機能の充実に努め、民・産・学・官連携による調査・研究を推進します。

(エ) 研究者の確保・育成

- ・県内のみならず、国内の研究機関等との連携などにより、調査研究を行う人材の育成に努めます。

第5章 水環境保全実践行動指針

この指針は、県民、事業者及び行政が連携して水環境の保全に取り組むための行動事例として、その内容を整理して作成したものです。各項目について、その難易度などを勘案して、ステップ1からステップ3までの3段階にランク付けを行いました。

- | | |
|---------|------------------------|
| ステップ1 ➡ | 直ちに実践します。 |
| ステップ2 ➡ | 速やかに実践するよう努めます。 |
| ステップ3 ➡ | 計画的に又は段階的に実践できるよう努めます。 |

● ステップ1

1 県民

(1) 家庭での取組み

◆ 水質浄化

- ① 浄化槽の維持管理を専門の業者に委託している場合でも、点検時に立ち会うなど管理を任せきりにせず、注意を払います。
- ② 下水道や農業集落排水処理施設が整備された地区では速やかな接続に努めます。

◆ 汚水の流出防止

- ① 台所の流しには、ろ紙袋をかぶせた三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにします。
- ② 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用します。
- ③ 天ぷら油はこし紙等で汚れを取り除いて繰り返し使用し、やむを得ず捨てる場合は、古紙やぼろ布などにしみ込ませたり、市販の油固化剤を使用し、燃えるごみとして処理します。
- ④ 食器や鍋などのひどい汚れや油は、ゴムべらなどで拭き取ってから洗います。
- ⑤ 洗剤は適量を計って使用し、洗剤の無駄をなくします。

◆ 節水、水循環

- ① 風呂の残り湯は洗濯に使用するなど有効に使います。

◆ その他

- ① 家庭における灯油等の取り扱いに当たっては、給油中現場を離れるなどの不注意によって公共用水域への流出や地下へ浸透させないように十分注意します。

水を汚していませんか？

私たちが何気なく流している食卓の残り物ですが、これを魚が棲める程度の水質に薄めるには、浴槽何杯分の水が必要になります。

食品の種類	米のとぎ汁	ラーメンの汁	みそ汁	ビール	牛乳	しょう油	日本酒	使用済み天ぷら油
捨てる量	炊飯器 2l	おわん1 杯	おわん1 杯	コップ1杯 180ml	コップ1杯 180ml	おさじ1杯 15ml	おちょうこ 1杯 20ml	鍋1杯 500ml
汚れ(BOD)の程度	3,000 mg/l	25,000 mg/l	35,000 mg/l	70,000 mg/l	78,000 mg/l	150,000 mg/l	200,000 mg/l	1,000,000 mg/l
うすめるのに必要な水の量(浴槽で約何杯)	4杯	3.5杯	4.5杯	8杯	9杯	1.5杯	2.5杯	330杯

(注)魚が棲める程度の水はBOD5mg/l、浴槽1杯300lとして計算

(2) 地域での取組み

◆ 地域の清潔保持

- ① 空き缶やたばこの吸殻などのごみのポイ捨ては絶対にしないようにします。
- ② 洗車は排水処理施設を備えた洗車場で行い、自宅で洗車するときは、バケツに水を汲んで行うなど節水に心がけます。
- ③ 用水路などの清掃時に回収したごみや刈り払いを行ったときに出る雑草類を水路に流さないようにします。

◆ レジャー等における水域利用

- ① キャンプに出かけたときなど、野山、岸边等でのごみや花火の燃え殻は持ち帰ります。また、動植物などを傷つけないように注意します。
- ② キャンプ場では、できるだけ洗剤を使用しないなど、水を汚さないようにします。
- ③ 釣りにでかけた際は、釣り糸などにより、水辺の動植物を傷つけないように注意し、余った餌やごみは持ち帰るようにします。
- ④ まき餌による釣りをを行う場合は、必要以上に餌を使用しないようにします。

◆ 農作業時の注意

- ① 水田の代かき後に浮いた稲わらなどは極力すくい取り、水路に流さないようにします。
- ② 施肥及び用水の管理を適切に行い、農用地から公共用水域への窒素・りんへの排出削減に努めます。

2 観光客等湖沼利用者

(1) 清潔保持、生態系保全

- ① 観光やレジャーで訪れる湖沼、公園、キャンプ場、水浴場などにおいては、ごみを投棄せず、ごみの持ち帰り運動に協力します。
- ② 水辺地の動植物を傷つけないようにするとともに、生態系の保全に努めます。

(2) キャンプ場

- ① キャンプ場では、調理くずや食べ残しを流さないようにします。
- ② キャンプ場では、できるだけ洗剤を使用しないなど、水を汚さないようにします。

(3) 釣り

- ① 釣りにでかけた際は、釣り糸などにより、水辺の動植物を傷つけないように注意します。
- ② 余った餌やごみは持ち帰るようにします。
- ③ まき餌による釣りをを行う場合は、必要以上に餌を使用しないようにします。

(4) プレジャーモーターボート

- ① プレジャーボートの利用に際しては、一人ひとりがマナーを守り、他の利用者の迷惑になつたり自然を汚さないようにします。
- ② 給油時に燃料をこぼしたり、走行中に底泥を攪拌しないようにします。
- ③ 混合給油方式のプレジャーボートは、取り扱い説明書に記載されている混合比の燃料の使用や環境への負荷の少ないエンジンオイルの使用に努め、湖水を汚さないようにします。
- ④ 残ったオイルを浜や湖に流して捨てたり、オイル缶を捨てて帰らないようにします。

3 事業者

◆ 組織づくり、社員・従業員教育

- ① 湖岸や市街地、道路側溝、河川等の清掃など、地域で行う環境保全活動に積極的に取り組むとともに、社員や従業員が自発的に活動に取り組むことを推奨します。

◆ 工場の設置(増設を含む。以下同じ。)に当たって

- ① 工場の設置のための建設工事中は、アルカリ排水、懸濁排水などの流出を抑えるなど、建設工事に伴う排水対策に努めます。

◆ 工場・事業場における排水の適正処理

- ① 排水を下水道に排除している事業場では、下水道への排除基準を遵守します。
- ② 排水処理施設の維持管理を専門の業者に委託する場合でも、点検時に立ち会うなど管理を任せきりにせず、排水処理施設の状態に注意を払います。
- ③ 排水の水質測定を自主的かつ定期的を実施し、排水基準に適合していることを確認します。
- ④ 放流先の河川などの状況を観察し、排水による影響の有無を確認します。

◆ 工場・事業場における工程内対策

- ① 飲食店や旅館等では、食器洗浄時の洗剤の適量使用、食物残さの適正処理に努めます。

◆ 工場・事業場における化学物質対策

- ① 水質汚濁防止法や県条例に規定された有害物質を取り扱う場合には、適正な管理、使用、処理に努め、公共用水域や地下水の汚染を防止します。
- ② 化学物質の使用に当たっては、保管や使用などに留意し、管理体制の整備に努めます。

◆ 水質汚濁事故防止対策

- ① 貯油施設、送油施設の定期点検の実施や給油操作ミス防止を徹底し、油類の漏出防止に努めます。
- ② 化学物質、油等の輸送時には、交通事故等に伴う水質汚濁事故に十分注意します。
- ③ 油等が流出してしまったときは、被害を最小限とするよう迅速に対策を講ずるとともに、速やかに消防署、市町村、県地方振興局等の関係機関に通報します。

◆ 工場・事業場における廃棄物処理対策

- ① 環境に優しい製品、リサイクル可能な製品の使用を心がけ、事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者処理責任を基本に適正処理を行うとともに、減量化、再資源化及び再利用を計画的に進めます。

4 行政

(1) 水質保全対策

◆ 水質汚濁に関する調査研究

- ① 河川、湖沼における有害物質や汚濁物質の監視を継続し、水質の状況の把握に努めるとともに、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質汚濁機構の解明に努めます。

◆ 生活系排水対策

- ① 浄化槽の適切な維持管理や生活排水の適正処理について、周知徹底を図ります。
- ② 下水道、農業集落排水処理施設及び窒素りん除去型浄化槽の整備を推進します。

◆ 工場・事業場排水対策

- ① 工場・事業場に対する指導を強化し、排水処理に関する技術指導を実施するとともに、法令の基準に適合した排水となるよう指導します。
- ② 油や化学物質等の適正な取り扱いについて周知し、公共用水域及び地下水汚染を防止します。

◆ 廃棄物対策

- ① 事業者による廃棄物の適正処理を指導、監督するとともに、適正な処理技術の普及を図ります。
- ② 廃棄物の減量化とリサイクルの重要性について広く県民に啓発します。
- ③ 廃棄物の不法投棄防止のための啓発に努め、水辺地等の生態系保全に努めます。

◆ 水質汚濁事故防止

- ① 家庭での灯油の取り扱いについて注意を促し、不注意による油流出事故の未然防止に努めます。
- ② 水質汚濁事故発生時においては関係機関の連携を密にし、被害の拡大を防止に努めます。

(2) 水辺地の清掃等

◆ 水質汚濁に関する調査研究

- ① 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進員を委嘱し、湖岸の巡回や地域住民に対する啓発などの中核として活動してもらいます。

(3) 意識啓発

- ① 空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て防止について、県民はもとより、観光客に対しても意識の啓発に努めます。
- ② 節水意識の高揚や雨水の利用促進など、水を大切にすることを意識の普及・啓発に努めます。
- ③ 学校における環境教育や水辺観察会などの環境学習、体験学習、環境情報の提供を積極的に行います。
- ④ セミナー、研修会、講習会等を実施し、水環境の現状や対策について周知し、一人ひとりの行動の参考としてもらいます。
- ⑤ 水環境を守る活動をしている団体を支援し、相互に連携できる体制づくりに努めます。

(4) 支援

- ① 県は、市町村が行う下水道、農業集落排水処理施設の整備(窒素・りん除去の高度処理等)を推進するために必要な支援に努めます。
- ② 県は、窒素りん除去型浄化槽の設置を推進するために必要な支援に努めます。
- ③ 市町村は、下水道処理区域内において各家庭が行う水洗化に対して、改造資金の融資あっせんや利子補給を行い支援します。
- ④ 工場・事業場の設置者が行う排水処理施設の設置、改善等に対しては、低利の資金を融資(福島県環境創造資金など)し、事業者の排水処理対策を推進します。
- ⑤ 家畜排せつ物対策として、補助事業、リース事業、制度資金、利子補給事業(うつくしまふくしま畜産環境保全施設整備資金)などの制度により、家畜排せつ物処理・保管施設の整備を支援します。
- ⑥ 水環境保全活動を行う団体に対して湖美来基金を活用して支援します。
- ⑦ 水環境保全活動を通じた地域づくり事業を行う団体に対しては「地域づくりサポート事業」等により支援します。
- ⑧ 環境教育用又は啓発用の資材を作成・配付や貸出しするなど環境情報を提供するとともに、学習機会の充実に努めます。

● ステップ2

1 県民

(1) 家庭での取組み

◆ 水質浄化

- ① 下水道や農業集落排水処理施設の未整備区域では、窒素りん除去型浄化槽の設置に努めます。

◆ 節水、水循環

- ① 水道の蛇口に節水コマの取り付けしたり、かけ流しを防止することにより、節水に心がけます。
- ② 雑用水や防火用水などへの雨水利用を積極的に進めます。

(2) 地域の取組み

◆ 地域の清潔保持

- ① 湖岸や市街地、道路側溝、河川等の清掃活動に積極的に参加します。

◆ イベントへの参加

- ① 「せせらぎスクール」など河川の水生生物の生息調査や水に関わるイベントに積極的に参加します。
- ② 地域で行われる水環境保全に向けた取組み、ボランティア活動など積極的に参加します。
- ③ 水に関わる伝統行事等の保存・継承のため、地域の祭りなどに積極的に参加します。

2 事業者

◆ 組織づくり、社員・従業員教育

- ① 環境問題に関する研修会には積極的に参加するとともに、社内においても研修を実施し、社員や従業員の環境意識の高揚を図ります。

◆ 工場の設置に当たって

- ① 工場の設置計画の策定や工事の実施に当たっては、緑地の確保に努めるなどにより、地域の水環境保全の保全に配慮します。

◆ 工場・事業場における排水の適正処理

- ① 水質汚濁防止法や県条例による排水規制対象外の工場・事業場にあつては、県が定めた「小規模事業場排水対策指導指針」に基づき排水を適正に処理します。

◆ 工場・事業場における工程内対策

- ① 使用した機械器具類を洗浄する前には固形物などは布や紙で拭き取ったり、機械器具類を洗浄した後の水にごみ等が混入しないよう極力スクリーンなどで固形物を取り除きます。
- ② 製造工程での汚れの発生量、汚れの特性、度合い等を把握した上で、工程を見直し、水質汚濁物質の発生を抑えます。

◆ 工場・事業場における節水、水循環

- ① 毎日の作業で水の使用量を減らすための作業手順を決めて、これを着実に実行します。
- ② 事業場の水道の蛇口に節水コマの取り付けしたり、かけ流しを防止することにより、節水に心がけます。

◆ 水質汚濁事故防止対策

- ① 水質汚濁事故発生時の対応マニュアルの作成、夜間を含めた事故対応体制の整備、汚染拡大を防ぐための器具、薬剤の整備に努めます。
- ② 水質汚濁事故発生を想定した訓練を実施し、万一の事故発生に備えます。

3 行政

(1) 水質保全対策

◆ 農畜産系排水対策

- ① 農薬や化学肥料の適正使用について周知するなど、環境に配慮した農業を推進します。
- ② 家畜排せつ物の適切な処理と堆きゅう肥のリサイクルを促進し、畜産経営に関わる環境保全を進めます。

◆ その他

- ① 市町村、関係機関、関係団体等と連携し、流域が一体となった水質保全対策に努めます。

(2) 水辺環境保全対策

◆ 水辺地の親水性保全

- ① 水辺の動植物の実態を把握するための調査を進め、保護・育成に努めます。

◆ 水辺地の清掃等

- ① 市街地や道路、道路側溝、宅地等の清掃活動を推進します。

◆ 水辺地の景観形成

- ① 水辺の景観を守るため、公共施設の新築や道路の整備、河川改修などの公共事業を行う場合は、「福島県公共事業等景観形成指針」に基づき周囲の景観に配慮します。

(3) 流域の水循環の形成対策

◆ 水源かん養機能の維持向上

- ① 治山・治水事業等の公共事業の実施に当たっては、周囲の自然環境の保全に十分配慮します。
- ② 流域住民等の交流を促進し、水を育み守っている森林等の役割の重要性について啓発を進めます。
- ③ ゴルフ場など大規模開発に対しては、環境影響評価法や福島県環境影響評価条例などにより水環境に及ぼす影響を予測、評価するとともに、汚濁防止のための対策を指導します。

◆ 節水、水循環

- ① 公共施設において、水道蛇口に節水コマを取り付けるなどの節水対策に努めるとともに、雨水利用の推進を図ります。

(4) 意識啓発

- ① 消費者や事業者に対して、環境への負荷の少ない生活や事業活動について提案し啓発に努めます。

● ステップ3

1 県民

(1) 家庭での取組み

◆ 節水、水循環

- ① 住居に雨水浸透ますを設置するとともに、所有地では、非舗装面の確保、浸透性舗装の採用や緑化に努め、雨水の地下浸透を図ります。

(2) 地域の取組み

◆ イベントへの参加

- ① 流域が一体となって行う河川愛護運動やイベントを通じて、上下流の住民の交流を図ります。
- ② 水中や河川敷に生息する貴重な動植物の保護活動に参加し、生育環境の保全に努めます。

2 事業者

◆ 組織づくり、社員・従業員教育

- ① 環境に関する経営方針や各種目標の設定により、事業活動に伴う環境負荷を減らします。

◆ 工場の設置に当たって

- ① 工場の敷地や駐車場に透水性舗装を施したり、雨水浸透ますを設置するなど、雨水の地下浸透を推進します。

◆ 工場・事業場における節水、水循環

- ① 工場や事業場への節水型機器の導入、工場で使用される水の循環利用や再利用により、節水等に努めます。

3 行政

(1) 水質保全対策

- ① 市街地において、降雨時等に流出する汚濁負荷の削減対策に努めます。
- ② 利用調整などにより、河川流量の確保に努めます。

(2) 水辺環境保全対策

◆ 水辺地の親水性保全

- ① 河川や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の護岸などの改修に当たっては、水辺の動植物や自然景観に配慮して事業を実施します。
- ② 親水護岸などの整備により、水に親しめる環境づくりを進めます。
- ③ 親水公園や護岸の整備に当たっては、子供やお年寄り、身体に障害のある人などに配慮した施設整備を行います。
- ④ 水辺の整備に当たっては、住民の意見を聴くなどしてその反映に努めます。

◆ 水文化の形成

- ① 地域で行われている水に関わる伝統行事については、守り伝えるための支援を行います。

(3) 流域の水循環の形成対策

◆ 水源かん養機能の維持向上

- ① 森林の適正な整備、荒廃した農地の有効活用等を支援するとともに、公有林を適正に維持管理し、自然環境を保全します。

◆ 節水、水循環

- ① 庁舎、公共施設、公営住宅等において、透水性舗装や雨水浸透ますを設置するなど、水循環に配慮した施設の導入を図るとともに、県民及び事業者に対しても普及啓発に努めます。

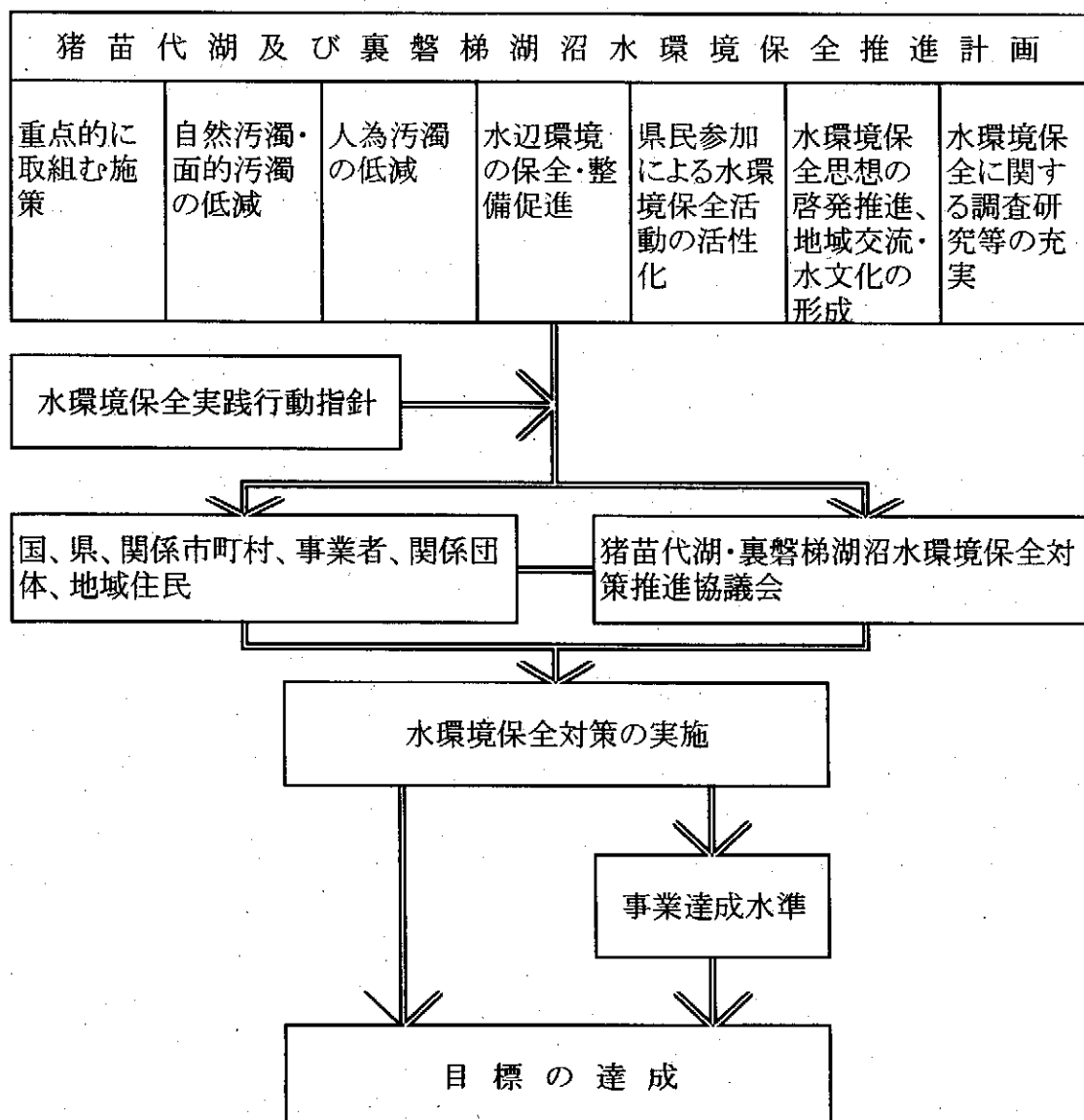
第6章 計画の推進方法

1 計画の推進体制

この計画に基づく各種施策の推進に当たっては、国、県、関係市町村はもとより、関係事業者や地域の住民、さらには県内外から訪れる観光客等一人ひとりの理解と協力が必要不可欠です。このため、水環境保全実践行動指針のほかこの計画内容について、インターネットの利用、パンフレット等の作成配付、説明会・講習会等開催などにより周知していくものとします。

また、この計画の対象地域は限定的ではありますが、各種の施策は広範囲に及ぶことから、全庁的に推進していく必要があります。

このため、県は、関係部局で構成する「福島県水環境保全対策連絡調整会議」等で施策の総合調整を行うとともに、国、県、市町村、関係団体、住民などで構成する「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」などと連携して、この計画で定める各種施策の進行管理を行うとともに、これらの施策を積極的に推進します。



2 各主体の役割

(1) 県の役割

- ・県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境の保全に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施していきます。
- ・関係市町村が策定し、実施する水環境の保全に関する施策について必要な支援を行い、市町村間の調整を図ります。
- ・流域が一体となった水環境の保全に関する施策を展開するとともに、事業者、流域住民及び環境保全団体との協力・連携を図っていきます。
- ・施策を着実に実施するため、必要に応じて国等と連携や調整を図り進めていきます。

(2) 市町村の役割

- ・関係市町村は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策を策定し、計画的に実施する役割が求められています。
- ・地域住民、事業者、環境保全団体などが行う水環境活動に対して、連携し、支援や調整に取り組む役割が求められています。
- ・地域の状況に応じた必要な水環境保全対策を推進する役割が求められています。

(3) 県民及び地域住民の役割

- ・県民は、県又は市町村が実施する水環境の保全に関する施策に協力していきます。
- ・地域住民は、使命感を持って、自らの生活及び行動において、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全の悪化の未然防止に取り組むとともに、県又は関係市町村が実施する水環境の保全に関する施策に積極的に協力していきます。
- ・行政や環境保全団体などが主催する保全活動に積極的に参加するとともに、自主的な環境保全活動を進めていきます。

(4) 利用者の役割

- ・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の利用に当たっては、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の悪化を防止するために必要な措置を講じる等、県又は市町村が実施する水環境の保全に関する施策に積極的に協力していきます。

(5) 事業者の役割

- ・自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、県、関係市町村、流域住民及び環境保全団体と協力、連携し水環境保全の取り組みや環境への配慮を推進していきます。
- ・安全な生活環境の確保のため、関係法令を遵守することはもとより、廃棄物の減量やリサイクルなどの循環型システムの構築、緑化など自然との共生や快適環境の創造、リサイクルや清掃活動など地域活動への参加が期待されています。

3 計画の進行管理

本計画に定められている各種施策について、定期的にその進捗状況を把握し、着実な事業の推進に反映させます。具体的には、次の方法により事業推進の進行管理を図ることとします。

(1) 水質調査

水質保全目標の達成状況を把握するための水質調査等を実施するとともに、富栄養化又は水質悪化の兆しを的確に捉えるための調査を実施し、水環境保全対策のための事業の効果等を検証します。

(2) 各種施策の進捗状況調査

各種事業に関連する者(実施主体、指導主体)を通じて、定期的に施策の進捗状況を把握し、事業推進の進行管理に資することとします。特に、事業達成水準を設定した事業については、事業の進捗状況を数値をもって評価することとします。

(3) 水環境満足度指数調査

水辺環境目標及び流域の水循環の形成目標等の達成状況を把握するため、県民意識調査(アンケート調査)を実施し、その結果を基に水環境満足度指数を算定し目標達成の目安とします。

【事業達成水準】

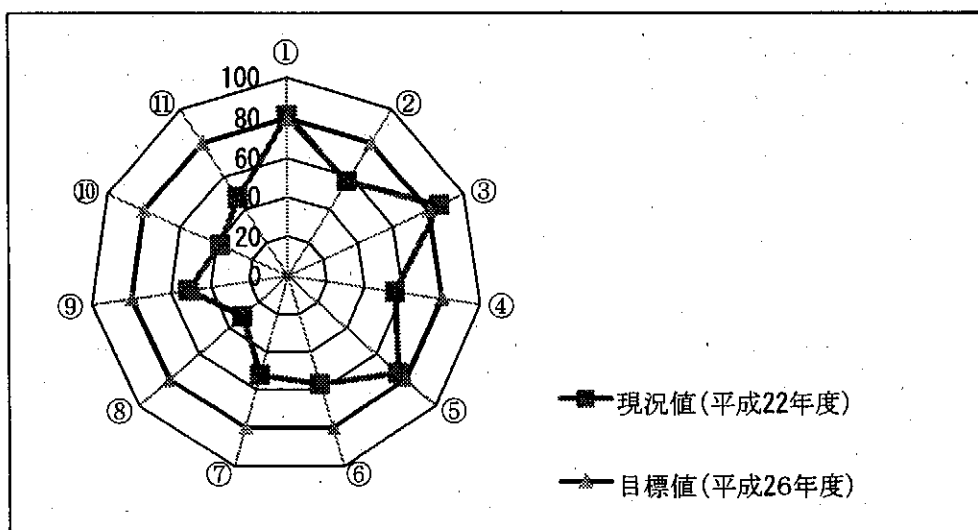
◆水環境満足度指数(猪苗代湖・裏磐梯湖沼群地域)

達成率	現況値(%) (平成22年度)	目標値(%) (平成26年度)
水環境満足度指数	57.3	80.0

※達成率=11項目の水環境満足度指数/11
なお、水環境満足度指数の項目は次のとおりとします。

項 目		現況値 (%) (平成22年度)	目標値 (%) (平成26年度)
①	飲み水のおいしさ	81	80
②	猪苗代湖・裏磐梯湖沼群や付近河川の水のきれいさ	57	80
③	水道などの整備の状況	86	80
④	下水道などの整備の状況	56	80
⑤	猪苗代湖・裏磐梯湖沼群や付近河川の水の豊かさ	75	80
⑥	地下水・湧き水の豊かさ	57	80
⑦	水辺の動植物の生息等のための環境の豊かさ	52	80
⑧	水辺やその周辺のゴミの少なさ	31	80
⑨	水辺の風景の美しさ	51	80
⑩	水辺の公園や散策路などの整備状況	38	80
⑪	堤防、護岸整備などの治水対策の整備状況	47	80

◆水環境満足度指数



◆事業達成水準

施策項目		事業達成水準設定項目	現況値	目標値	
			H21年度	H26年度	
自然汚濁・ 面的汚濁 の低減	農用地や市街地か らの汚濁負荷の低 減	エコファーマー数 (人)	1,088		(検討中)
人為汚濁 の低減	下水道・農業集落 排水処理施設の整 備促進	下水道・農業集落排水処 理施設の普及率(%) ※1	66.6		(検討中)
	窒素りん除去型浄 化槽の設置促進	窒素・りん除去型浄化槽 設置基数(基)	0		(検討中)
		浄化槽法第11条の定期検 査の適正率(%)	94.5	100	(検討中)
		汚水処理人口普及率(%) ※2	76.8		
	工場・事業場排水 対策の推進・指導の 強化	排水基準適合率(%) ※ 3	71.4	100	
県民参加 による水環 境保全活 動の活性 化	家庭、地域での実 践活動の促進、参 加促進	せせらぎスクール等への 参加団体数(団体)	24	50	(検討中)
		ボランティアによるヨシ刈 り・清掃活動・水草回収等 の参加者数(延べ人数)	(確認中)		
計画の進 行管理	水質調査	別表のとおり			
	水環境満足度指数 調査	水環境満足度指数	57.3	80.0	

※1 下水道及び農業集落排水処理施設の普及率=(下水道整備人口+農業集落排水処理施設整備人口)/区域内総人口×100

※2 汚水処理人口普及率=(下水道整備人口+農業集落排水処理施設整備人口+合併処理浄化槽整備人口)/区域内総人口×100

※3 排水基準適合率=(基準適合事業場数/立入排水規制対象事業場数×100)
下水道整備区域内における既設の排水指定施設等(猪苗代及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例対象施設)に係る全窒素及び全りんの排水基準については、平成19年4月1日から適用

○別表(水質調査)

区分		調査項目	現況値(mg/l) (平成21年度)	目標値(mg/l) (平成26年度)
猪苗代湖	湖心	COD	1.0	0.5以下
		全窒素	0.24	0.2以下
		全りん	0.003未満	0.003以下
	北岸部	COD	1.4	1.0以下
		全窒素	0.27	0.20以下
		全りん	0.007	0.005以下
	南岸部	COD	1.5	1.0以下
		全窒素	0.26	0.20以下
		全りん	0.005	0.005以下
裏磐梯湖沼	桧原湖	COD	2.7	2.0以下
		全窒素	0.13	0.1以下
		全りん	0.006	0.005以下
	小野川湖	COD	2.4	2.0以下
		全窒素	0.15	0.1以下
		全りん	0.006	0.005以下
	秋元湖	COD	3.4	2.0以下
		全窒素	0.16	0.1以下
		全りん	0.005	0.005以下
	曾原湖	COD	3.0	2.0以下
		全窒素	0.15	0.1以下
		全りん	0.008	0.005以下
	毘沙門沼	COD	1.6	1.0以下
		全窒素	0.08	0.1以下
		全りん	0.007	0.005以下